

## 子ども・子育て支援事業計画について

## 1. 根拠

子ども・子育て支援法 第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

基本指針については、現在、国で案が検討されているところです。

## 2. 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

## 3. 計画で定める事項

必須記載事項（案）

- (1) 区域の設定
- (2) 幼児期の学校教育、保育に係る需要量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期  
(地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、ファミリーサポートセンター、病児・病後児、放課後児童健全育成、乳児家庭全戸訪問、利用者支援など)
- (4) 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

## 4. 具体的な計画策定の手順

- (1) 子ども・子育てに係るニーズを把握するため、市民アンケート調査を行う。

( 2 ) アンケート調査を集計、分析し、子ども・子育て支援に係る事業に対するニーズ見込量を決定する。

( 3 ) ニーズ見込量に対する、提供体制の確保及びその実施時期等を決定する。

( 例 ) 認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）及び地域型保育事業のニーズ見込量、確保の内容及び実施時期のイメージ

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

1号・・・学校教育のみ（保育の必要性なし）

2号・・・3歳以上で保育の必要性あり

3号・・・3歳未満で保育の必要性あり

地域型保育・・・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（従業員の他、地域の子どもにも保育を提供）

( 4 ) ニーズ見込量やその提供体制、実施時期等を盛り込んだ城陽市子ども・子育て支援事業計画案を策定する。

( 5 ) 計画案に対して、京都府との協議やパブリックコメント（市民意見）の募集などを経て、平成26年度中に、計画を策定する。